

幼保連携型認定こども園の設備基準（※条例抜粋）

項目	根拠	基準の概要		
職員の人数	第6条第3項	<ul style="list-style-type: none"> ・教育及び保育に直接従事する職員数 0歳 おおむね3人につき1人以上 1歳、2歳 おおむね6人につき1人以上 3歳 おおむね20人につき1人以上 4歳以上 おおむね30人につき1人以上 ・上記職員数が学級数を下るときは学級数に相当する数を当該職員数とする。 ・園長が専任でない場合は、職員数を1人増加する。 <p>≪配置基準上の必要教育・保育従事者数の計算方法≫</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border: none;"> (4歳以上児数×1/30) (3歳児数×1/20) (1、2歳児数×1/6) (乳児数×1/3) </td> <td style="border: none; padding-left: 10px;">} 必要従事者数 (小数点第1位を四捨五入)</td> </tr> </table> <p>※年齢別の各区分を小数点第1位まで求めた後（小数点第2位以下切捨て）、各年齢区分を合算し、小数点第1位を四捨五入する。</p>	(4歳以上児数×1/30) (3歳児数×1/20) (1、2歳児数×1/6) (乳児数×1/3)	} 必要従事者数 (小数点第1位を四捨五入)
(4歳以上児数×1/30) (3歳児数×1/20) (1、2歳児数×1/6) (乳児数×1/3)	} 必要従事者数 (小数点第1位を四捨五入)			
園舎及び園庭の面積	第7条第6項	<ul style="list-style-type: none"> ・園舎の面積 次に掲げる(1)、(2)の面積を合算した面積以上 (1) 1学級 … 180㎡ 2学級以上 … 320+100×(学級数-2)㎡ 【特例】保育所からの移行の場合は、満3歳以上の園児1人につき3.0㎡以上（ただし、当分の間は1.98㎡以上とできる） [附則第4条第2項] (2) 満3歳未満の園児数に応じた第8条第6項の園児1人あたりの必要面積 		
	第7条第7項	<ul style="list-style-type: none"> ・園庭の面積 次に掲げる(1)、(2)の面積を合算した面積以上 (1) 次に掲げるア、イの面積のうちいずれか大きい面積 【特例】幼稚園からの移行の場合はア [附則第4条第1項] 【特例】保育所からの移行の場合はイ [附則第4条第2項] ア 2学級以下 … 330+30×(学級数-1)㎡ 3学級以上 … 400+80×(学級数-3)㎡ イ 3歳以上1人につき3.3㎡ (2) 2歳児 1人につき3.3㎡ 		
園児1人あたりの必要面積	第8条第6項 【市基準】	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児室又はほふく室の面積 0歳、1歳 1人につき4.95㎡以上 ・保育室及び遊戯室の面積 2歳以上 1人につき3.0㎡以上 【特例】幼稚園からの移行の場合は適用なし [附則第4条第1項] 		
	附則第5条 【県基準】	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児室又はほふく室の面積 0歳、1歳 1人につき3.3㎡以上 ・保育室又は遊戯室の面積 2歳以上 1人につき1.98㎡以上 		

小規模保育事業 A 型の設備基準（※条例抜粋）

項目	根拠	基準
園児 1 人あたりの必要面積	第29条	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳児室又はほふく室の面積 0 歳、1 歳 1 人につき 3.3 m²以上 ・ 保育室又は遊戯室の面積 2 歳以上 1 人につき 1.98 m²以上 ・ 屋外遊技場の面積 2 歳以上 1 人につき 3.3 m²以上
職員の人数	第30条第2項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士的人数 下記合计数に 1 を加えた数以上 0 歳 おおむね 3 人につき 1 人 1 歳、2 歳 おおむね 6 人につき 1 人 <p> ≪配置基準上の必要保育士数の計算方法≫ (1、2 歳児数×1/6) } 必要従事者数 +1 (乳児数×1/3) } (小数点第 1 位を四捨五入) ※年齢別の各区分を小数点第 1 位まで求めた後（小数点第 2 位以下切捨て）、各年齢区分を合算し、小数点第 1 位を四捨五入した数に 1 を加える。 </p>

※「船橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」